

第4回 「論文の書き方」

2023.05.10. 佐藤

1. 形式的要件

1. 締め切り：2023年7月19日(水)、締め切りを過ぎると受け付けない
2. 提出先：私まで提出。法学部事務室や学びステーション等では受け取らない
3. 字数：9000字程度。9000×1.2を超えても可。9000×0.8を下回ると不可。
基礎演習Ⅰ=3000字、基礎演習Ⅱ=6000字、展開演習=9000字、専門演習Ⅱ=12000字
卒業論文=15000字、修士論文=18000字

2. 論文の構成 ← 慣れれば自分が適切と思う構成をとればよいが、最初は型通りの訓練を

1. 3部構成とすること

はじめに

第一章 第一節・第二節・第三節

第二章 第一節・第二節・第三節 (1)、(2)、(3)

第三章 第一節・第二節・第三節 (1)、(2)、(3) 1. 2. 3.

結びに代えて

2. 各部分に書くこと

1) はじめに

1. この論点をとりあげた理由
2. 目標規定文(論点=設問、自説=答え、理由)
3. 本論文の構成

* 「はじめに」を「第一章」としてはいけない

「はじめに」の部分で何かを論じるのであれば、「第一章」とすることはありえる

しかし、上の内容であれば、何かを論じているのではないので、「第一章」とはならない

* 論点は詳しく説明すること(目標規定文の前あるいは後で)

論点を一行や二行で書いてはいけない

それがなぜ問題となるのかを説明すること

2) 本論(第一章・第二章・第三章)

* 三つの部分の構成は多様だが、以下にいくつかの例を挙げておく

1. 判例を素材として論じる場合

第一章 判例の紹介

第二章 関連する法律・判例

第三章 判例研究・自説

2. 社会現象を素材として論じる場合

第一章 社会現象(事例の紹介、新聞記事、社会調査 等)

第二章 関連する法律・判例

第三章 論文・自説

3. 外国法研究

第一章 日本での問題状況

第二章 外国法紹介

第三章 日本と外国の比較、日本への示唆

3)結びに代えて

1.本論文で明らかになったこと

2.残された課題

*「結び」でもよいのだが、私は「結びに代えて」を推奨している

本論で論証したことを根拠として、何かを主張するのであれば「結び」でよい

しかし、本論をまとめる程度であれば「結び」ではないので「結びに代えて」に

3. 正しい引用

1.法律学の註

1)法的根拠：著作権法 32 条

「引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上
正当な範囲内で行なわれるものでなければならない」

2)「公正な慣行と合致」→慣行の内容は、次項

*社会学との相違

出典の註と、内容補足の註とを区別する → 法律学は区別せずに併存させる

出典註は、文章中に（ ）で省略語を入れ、最後に文献一覧を掲出する。

たとえば、私が今夏に書いた原稿を例にとると

「使用者の一方的判断に基づく控除が認められると労働者側の危険が大きくなること(片岡 1985)、労使協定という例外措置をとらなくともよい合理的理由はないこと(窪田 1985)などを理由としている。」

文末の文献一覧

片岡 1985：片岡昇「 」民商法雑誌 63 卷 3 号(1985 年)144 頁

窪田 1985：窪田隼人「 」判例評論 139 号(1985 年)29 頁

内容補足の註は、脚注に入れる、逆に言うと、脚注は、すべて内容補足の註となる。

→社会学の文献を読んだ場合、社会学系で訓練を受けた政治学の文献を読んだ場合は、
このような註の入れ方となっている。しかし、これは法律学の註の入れ方ではない。

法的には、「公正な慣行」と合致しないこととなる。

3)「正当な範囲内」

*英文学では、2 行以内、あるいは〇〇字以内、と基準が示されている。

法律学では、具体的な目安は示されていない。しかし、正当な範囲内でなければならない
論文の性格によっては長くなる。たとえば、他人の論文を論評する場合には、論評の対象
となる文献の箇所について、一定の長さを引用することが必要となる。しかし、通常は、
長文の引用は認められない

4)「 」式と隔離式

*基礎演習 I テキストで、二種類が示されている。しかし、「 」式とすること。

隔離式は、他人の論文を論評する場合に使うものであり、通常は「 」式。

2.註を入れる場所。

「使用者の一方的判断に基づく控除が認められると労働者側の危険が大きくなること¹、労使協
定という例外措置をとらなくともよい合理的理由はないこと²、などを理由としている。」

←「、」の前、「。」の前に入れる。

脚注の最後には、「。」を入れる

3.註の効果

「、」の前に註を入れた場合には、「、」の前の文章のみ。

「。」の前に註を入れた場合には、その一文のみ。

¹ 片岡昇「 」民商法雑誌 63 卷 3 号(1985 年)144 頁。

² 窪田隼人「 」判例評論 139 号(1985 年)29 頁。

→註を入れた場所より前をすべてその註が及ぶ、と勝手に考える者がいるが、それは、どこからどこまでが註の範囲なのかわからないことになるので、認められない。

4.直接引用と間接引用

広い範囲を指定しようとする場合には、間接引用を使う

文章の最初に出典を明示して、以下は、この出典による、と記載する

たとえば、章の最初に、「本章は、片岡昇「 」による」と明記する

あるいは、節の最初に、「本節は、片岡昇「 」による」と明記する

あるいは、段落の最初に、「本段落は、片岡昇「 」による」と明記する

間接引用の場合には、内容を正確にまとめることが必要

新聞記事は、直接引用できない（新聞社が認めない）ので、すべて間接引用とする

5.word での註の入れ方

「参考文献」タブ → 「脚注の挿入」 で入力する

脚注と文末脚注は、入れ替えることができる

4. 註の表記方法

1.法律編集者懇話会「法律文献等の出典の表示方法 2014 年版」

*主要な法律雑誌編集者により策定され、これ以外にまとまったものが存在していないので
もっとも参照されることが多い。

しかし、参加している編集者の雑誌でも、これとは異なった方法を提示していたり

2014 年版が最新であるため、例えば、ネット文献の表示方法などが不十分

以前は何年か毎に更新されていたのですが、現在は更新されていない

2.ローカルルール

1)立命館大学法学部 → 基礎演習 I テキスト、学生配布文書

たとえば、

法律編集者懇話会は、「片岡昇「 」民商法雑誌 63 巻 3 号(1985 年)144 頁、153 頁」

とすることを勧めているし、私もそのほうがよいと思っている。

これは、片岡昇の「 」論文は、民商法雑誌の 144 頁以下に掲載されているが、論文で参照している該当箇所は、153 頁に記載されている、意

しかし、多くの場合は、「片岡昇「 」民商法雑誌 63 巻 3 号(1985 年)144 頁」、のみ。

2)諸雑誌 → 労働判例百選[第 10 版]